



令和 8 年第 2 回

大阪南消防組合議会

定例会会議録

令和 8 年 6 月 12 日開会

令和 8 年 6 月 12 日閉会

大阪南消防組合議会

令和8年第2回大阪南消防組合議会定例会会議録

◇令和8年6月12日（金）午前10時00分より大阪南消防組合屋内訓練場において開会

◇議事日程

日程第1		議会運営委員会委員長報告
日程第2		会議録署名議員の指名について
日程第3	選挙第1号	議長の選挙について
日程第4		会期の決定について
日程第5	報告第2号	専決処分報告について「損害賠償の額の決定について」
日程第6	報告第3号	専決処分報告について「大阪南消防組合行政手続条例の一部改正について」
日程第7	報告第4号	専決処分報告について「大阪南消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について」
日程第8	報告第5号	専決処分報告について「大阪南消防組合職員の旅費に関する条例の一部改正について」
日程第9	報告第6号	専決処分報告について「令和7年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第4号）」
日程第10	報告第7号	令和7年度大阪南消防組合一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第11	議案第9号	財産取得について
日程第12	議案第10号	財産取得について
日程第13	議案第11号	財産取得について
日程第14	議案第12号	財産取得について
日程第15	議案第13号	財産取得について
日程第16	議案第14号	大阪南消防組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第17	議案第15号	大阪南消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第18		一般質問について

○出席議員（18名）

1番	遠藤智子議員
2番	林 史隆議員
3番	峯 弘之議員
4番	黒川 実議員
5番	生田達也議員
6番	西田いく子議員
7番	辰巳真司議員
8番	駄場中大介議員
9番	中村保治議員
10番	古澤 悟議員
11番	國下尊央議員
12番	高田伸也議員
13番	南方 泉議員
14番	桂 聖議員
15番	奥山 渉議員
16番	阪本菜津代議員

17番 片山敬子議員
18番 南本 斎議員

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

管理者	富宅正浩
副管理者	吉村善美
副管理者	西野修平
副管理者	山入端創
副管理者	岡田一樹
副管理者	田中祐二
副管理者	森田昌吾
副管理者	菊井佳宏
消防局長	永橋宏隆
局次長	安尾光弘
富田林署長	山口慎太郎
警防部長	武田嘉泰
河内長野署長	北野一明
総務部長	北野佳則
柏羽藤署長	兼崎陽太
総務部次長	向井康浩
警防部次長	井上真則
警防部次長	伊藤圭一
指令センター長	西浦保男

○職務のため出席した職員

書記長	日山達男
書記	小林大吾
担当職員	宮崎充弘
担当職員	竹綱充央
担当職員	岸之上裕二

△開会 午前10時00分

○中村保治副議長 皆さま、おはようございます。

本日は、令和8年第2回大阪南消防組合議会定例会の開催にあたり、ご通知申し上げましたところ、議員各位には時節柄大変ご多忙にもかかわらず、ご参集いただきまして厚くお礼申し上げます。

現在の出席議員は18名となっております。定足数に達しております。よって、ただ今から令和8年第2回大阪南消防組合議会定例会を開会いたします。

なお、本定例会は富田林市、河内長野市及び藤井寺市議会役員選挙後の初めての議会となります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第106条の規定によりまして、私、副議長の中村が議事の進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それではこの度、富田林市議会にて補欠選挙、河内長野市及び藤井寺市において役員選挙がございましたので、消防組協議員に就任されました議員の自己紹介をお願いいたします。

まずは富田林市選出の南方議員お願いいたします。

◆13番（南方泉議員） おはようございます。富田林市市議会議員の南方泉です。よろしくお願いいたします。

○中村保治副議長 次に河内長野市選出の皆様お願いいたします。

◆2番（林史隆議員） おはようございます。河内長野市の林史隆です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◆8番（駄場中大介議員） 河内長野市選出の駄場中です。よろしくお願いします。

◆14番（桂聖議員） 河内長野市選出の桂聖でございます。よろしくお願いします。

○中村保治副議長 続きまして藤井寺市選出議員よろしくお願いいたします。

◆5番（生田達也議員） おはようございます。藤井寺市生田でございます。引き続きとなりますがよろしくお願いします。

◆11番（國下尊央議員） 藤井寺市選出の國下尊央でございます。どうぞよろしくお願いします。

◆17番（片山敬子議員） おはようございます。藤井寺市の片山敬子でございます。どうぞよろしくお願いします申し上げます。

○中村保治副議長 ありがとうございます。

なお、議会運営委員会委員には、委員会条例第6条の規定によりまして、5月20日付で、河内長野市選出の駄場中議員、藤井寺市選出の國下議員をそれぞれ指名いたしました。

それでは、開会にあたりまして消防組合管理者からご挨拶をお受けすることにいたします。

◎富宅正浩管理者（挙手）「副議長」

○中村副議長 富宅管理者

◎富宅正浩管理者 改めまして皆さん、おはようございます。

本日は令和8年第2回大阪南消防組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご参集を賜り、本当にありがとうございます。

本日は、報告案件6件、財産の取得5件、人事案件2件の合計13案件をご提案させていただく予定でございます。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日もよろしくお願いいたします。

○中村保治副議長 ありがとうございます。直ちに本日の会議に入ります。

この度、大阪南消防組合議員にご就任されました議員の議席の指定を行います。

2番 林史隆議員、5番 生田達也議員

8番 駄場中大介議員、11番 國下尊央議員

13番 南方泉議員、14番 桂聖議員

17番 片山敬子議員

以上のとおり各議員の議席を指定いたします。よろしくお願いします。

それでは、これより議事に入りますが、その前に、会計管理者より報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

◆向井会計管理者（挙手）「副議長、会計管理者の向井です。」

○中村保治副議長 向井会計管理者

◆向井会計管理者 はい、改めまして会計管理者の向井でございます。

お許しをいただきましたので、令和6年度決算の附属書類であります「実質収支に関する調書」の訂正について、ご説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の資料1、資料2をご覧ください。

今回の訂正は、資料2の「繰越計算書」から資料1の「調書」へ金額を転記する際、記載内容の解釈に誤りがあったことによるものです。

本来、この調書には、翌年度の一般財源として実際に充当が必要な額を記載すべきところ、誤って「未収入の特定財源」を含めた総額を算入してしまいました。

これに伴い、調書に記載されている金額を次の通り訂正させていただきます。

まず、「4. 翌年度へ繰り越すべき財源」の（2）繰越明許費繰越額につきましては、3億3,947万4,737円としていたものを、正しくは2,826万円とし、2段下の合計額の欄も同様に2,826万円といたします。

また、これに連動して、「5. 実質収支額」についても、2億3,830万7,791円の赤字としていたものを、正しくは7,290万6,946円の黒字に訂正させていただきます。

なお、本調書は地方自治法上の「附属書類」であり、議会の認定対象そのものではございません。そのため、他の自治体の事例にも倣い、本日は資料の訂正としてご報告申し上げる次第です。

今後は、制度の解釈を含め、複数職員による確認を徹底するなど、チェック体制を強化して再発防止に努めてまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○中村保治副議長 報告が終わりました。

ただいまの報告のとおり、「実質収支に関する調書」の一部訂正については、これをご了承願います。

△開議

○中村保治副議長 それでは、これより議事に入ります。

日程第1 議会運営委員会委員長報告を議題とします。高田伸也議会運営委員会委員長、ご報告願います。

◆12番（高田伸也議員）（挙手）「はい」

○中村保治副議長 高田議員

◆12番（高田伸也議員） 皆様おはようございます。議会運営委員会の高田でございます。

去る6月1日と本日9時30分に開催いたしました議会運営委員会の結果についてご報告申し上げます。

本定例会の日程につきましては、お手元の議案書議事日程表のとおり18件となっております。

定例会の流れとしましては、まず、副議長より会議録署名議員の指名を行います。

続きまして現在空席となっております議長の選挙について、副議長から指名推薦の方法にて行います。その後新議長よりご挨拶を受けたのち、副議長と交代いたします。

続きまして会期を決定いたします。なお、会期は本日令和8年6月12日、1日間としております。

次に本日の提出案件でございますが、報告案件が6件、議案につきましては財産の取得案件5件、人事案件が2件となっております。合計13件でございます。それぞれ提案理由の説明を受け採決を行います。最後に一般質問となります。

議案質疑の事前通告はいただいております。一般質問につきましては、お手元の資料の内容につきまして8番駄場中議員から受けておりますので質問をよろしくお願いいたします。

以上が本日の議事日程など、当委員会で協議決定いたしました内容でございます。議員各位におかれましては、よろしくご理解をいただき、円滑なる議事運営ができますことをお願い申し上げます。報告を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○中村保治副議長 高田委員長ありがとうございました。

ただ今の委員長報告のとおり本定例会を進めてまいりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

○中村保治副議長 次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第83条の規定により、議席2番 林史隆議員、議席3番 峯弘之議員 を指名いたします。林議員、峯議員よろしくお願いいたします。

○中村保治副議長 次に、日程第3 選挙第1号 議長選挙を行います。お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推薦の方法によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○中村保治副議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦による事に決定しました。

お諮りします。指名は私から行うこととさせていただきます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○中村保治副議長 ご異議なしと認めます。よって、私から指名をいたします。

消防組合議会議長に河内長野市から選出されております、桂聖議員を指名いたします。

お諮りします。ただ今指名いたしました桂聖議員を、議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○中村保治副議長 ご異議なしと認めます。よって、桂聖議員が満場一致をもって当消防組合議

会議長に当選いたしましたので、本席から会議規則第 32 条第 2 項により告知いたします。
それでは、ただいま議長に当選されました、桂聖議員から発言を求められておりますので許可します。

○桂聖議長 （挙手）

○中村保治副議長 桂議員

〔桂聖議長 登壇〕

○桂聖議長 河内長野市選出の桂聖でございます。ただいま議長の選挙におきまして、皆様方のご指名ご推挙によりまして満場一致をもちまして議長とさせていただくことになりました。誠にありがとうございます。まだまだ不慣れではございますが、議員の皆様方、並びに理事者、消防職員の皆様方のご協力を得ながら、この重責を全うしたいと思っておりますので、皆様方のご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げまして、私からの簡単ではございますが就任にあたってのご挨拶にさせていただきます。どうも有難うございました。宜しくお願いします。

（拍手）

○中村保治副議長 ありがとうございます。

これをもちまして、私の副議長としての職務を終わらせていただきます。ご協力どうもありがとうございました。桂議長、議長席にお着き願います。

〔中村副議長 自席に着く、桂議長 議長席に着く〕

○桂聖議長 それでは私から議事を進めてまいります。

日程第 4 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○桂聖議長 ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日 1 日間と決しました。

○桂聖議長 次に、日程第 5 報告第 2 号「専決処分報告について」を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

◎永橋宏隆消防局長 （挙手）「議長、消防局長 永橋です。」

○桂聖議長 永橋消防局長

◎永橋宏隆消防局長 議案書の 2 ページをお開き願います。

専決させていただきました内容は、「損害賠償の額の決定について」でございます。これは、地方自治法第 180 条第 1 項の規定及び管理者の専決処分事項の指定により、専決処分させていただいたことについて報告するものでございます。案件は 3 件でございます。

1 件目は、議案書 3 ページ、議案参考資料 1 ページをお開き願います。

令和 7 年 11 月 22 日午後 2 時 15 分頃、救急事案から帰署する途上の救急車が、赤信号の交差点で停車する際、ブレーキの踏み込みが不十分であったため、クリープ現象により前方車両に接触した事案でございます。

損害賠償の額は、相手方車両の修繕費用及び代車費用として 810,000 円で、市有物件災害共済会から全額補填されます。

2 件目は、議案書 4 ページ、議案参考資料 2 ページをお開き願います。

令和 7 年 9 月 16 日、午前 0 時 40 分頃、救急活動中に傷病者を車内へ収容する際、左肘がストレッチャーからはみ出していることに気付かず、側面の収納ボックスに左肘が接触し、負傷させた事案でございます。

損害賠償の額は治療費及び慰謝料として 26,160 円で、市有物件災害共済会から全額補填されます。

3 件目、議案書 5 ページ、議案参考資料 3 ページをお開き願います。

令和 8 年 2 月 9 日午前 6 時 10 分頃、救急搬送における緊急走行中、赤信号の交差点内に徐行で進入した際、青信号で直進してきた普通乗用車との接触を回避するため、急制動の措置を取りました。その反動により後部座席の同乗者が隊員と接触し、負傷させた事案でございます。

損害賠償の額は治療費、休業損害及び慰謝料等として 56,182 円で、市有物件災害共済会から全額補填されます。

以上が、損害賠償の額の決定についての報告となります。

よろしくお願い申し上げます。

○桂聖議長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声起こる)

○桂聖議長 ないようですので、質疑を終わります。

なお、報告第2号の専決処分報告「損害賠償の額の決定について」は、地方自治法第180条第2項の規定により、報告のみで、議決対象ではございません。

○桂聖議長 次に、日程第6 報告第3号「専決処分報告について」を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

◎永橋宏隆消防局長 (挙手)「議長」

○桂聖議長 永橋消防局長

◎永橋宏隆消防局長 議案書6ページ、議案参考資料4ページをお開き願います。

専決させていただきました内容は、「大阪南消防組合行政手続条例の一部改正について」でございます。

これは、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月27日に専決処分いたしましたので、ご報告申し上げ、ご承認をお願いするものでございます。

本改正は、国のデジタル社会規制改革に伴う「行政手続法」の改正に準じ、当消防組合における不利益処分に係る通知手続きについて、所要の整備を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、「聴聞の通知に係る公示送達の方法の見直し」でございます。

処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合に行う通知について、従来の「掲示場」への掲示に加え、ホームページ等に掲載し、閲覧できる状態に置くことを可能とするなど、デジタル技術を活用した公示方法に改めるものでございます。

これにより、情報の透明性を高めるとともに、行政手続の迅速化と効率化を図るものでございます。

本来であれば、あらかじめ議会のご審議を賜るべきところではございますが、法改正の施行期日に合わせ、遅滞なく条例を整備し、適正な運用を開始する必要があったことから、日程上、専決処分とさせていただいた次第でございます。

以上が専決処分報告の内容でございます。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○桂聖議長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声起こる)

○桂聖議長 ないようですので、質疑を終わります。

お諮りします。日程第6報告第3号「専決処分報告」を承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声起こる)

○桂聖議長 ご異議なしと認めます。よって、報告第3号専決処分報告「大阪南消防組合行政手続条例の一部改正について」は、原案のとおり承認することに決しました。

○桂聖議長 次に、日程第7 報告第4号「専決処分報告について」を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

◎永橋宏隆消防局長 (挙手)「議長」

○桂聖議長 永橋消防局長

◎永橋宏隆消防局長 議案書10ページ、議案参考資料9ページをお開き願います。

専決させていただきました内容は、「大阪南消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について」でございます。

これは、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月27日に専決処分いたしましたので、ご報告申し上げ、ご承認をお願いするものでございます。

この改正は、令和7年人事院勧告に関して、情勢適応の原則に則り、構成市町村の3月議会の議決結果をもとに、国に準じた改正を行い、令和8年4月から適用するものでございます。

改正の内容は、地域手当についてで、令和7年度から段階的な引き上げを実施しているもので

ございます。

まず、1点目、令和6年4月1日以降の新規採用職員につきましては、構成8市町村の配置数による加重平均で算出しておりますことから、支給割合を現行の10.3%から11.2%に引き上げたものでございます。

次に、2点目、令和6年3月31日において柏原羽曳野藤井寺消防組合の職員であった者につきましては、管理市に準じて、支給割合を現行の11%から12%に引き上げ、そして3点目、富田林市及び河内長野市の職員であった者につきましては、それぞれの市に準じて、支給割合を現行の10%から11%に引き上げたものでございます。

本来であれば、あらかじめ議会のご審議を賜るべきところではございますが、構成市町村の職員と同様の適用とする必要がある中、日程上、議会でのご審議を賜ることが困難であったため、専決処分とさせていただいた次第でございます。

以上が専決処分報告の内容でございます。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○桂聖議長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声起こる)

○桂聖議長 ないようですので、質疑を終わります。

お諮りします。日程第7 報告第4号「専決処分報告」を承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声起こる)

○桂聖議長 ご異議なしと認めます。よって、報告第4号 専決処分報告「大阪南消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり承認することに決しました。

○桂聖議長 次に、日程第8 報告第5号「専決処分報告について」を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

○永橋宏隆消防局長 (挙手)「議長」

○桂聖議長 永橋消防局長

○永橋宏隆消防局長 議案書13ページ、議案参考資料11ページをお開き願います。

専決させていただきました内容は、「大阪南消防組合職員の旅費に関する条例の一部改正について」でございます。

これは、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月27日に専決処分いたしましたので、ご報告申し上げ、ご承認をお願いするものでございます。

本改正は、令和7年に実施された国の調査結果を踏まえた国家公務員の宿泊費基準額の見直しに準じて、上限等を改正するものでございます。

1点目は、一般職の宿泊費の上限を、現行の19,000円から21,000円に引き上げるものでございます。

2点目は、文言の整理で、条例内における配偶者の定義規定の重複を整理し、条文構成の明確化を図ったものでございます。

本来であれば、あらかじめ議会のご審議を賜るべきところではございますが、令和8年4月1日以降に執行する旅行命令等について、国や構成市町村の基準と整合を図り、遅滞なく適正に適用させる必要があったことから、日程上、専決処分とさせていただいた次第でございます。

以上が専決処分報告の内容でございます。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○桂聖議長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声起こる)

○桂聖議長 ないようですので、質疑を終わります。

お諮りします。日程第8 報告第5号「専決処分報告」を承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声起こる)

○桂聖議長 ご異議なしと認めます。よって、報告第5号 専決処分報告「大阪南消防組合職員の旅費に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり承認することに決しました。

○桂聖議長 次に、日程第9 報告第6号「専決処分報告について」を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

○永橋宏隆消防局長 (挙手)「議長」

○桂聖議長 永橋消防局長

○永橋宏隆消防局長 議案書17ページをお開き願います。

専決させていただきました内容は、「令和7年度大阪南消防組合一般会計補正予算(第4号)」でございます。

これは、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月31日に専決処分いたしましたので、ご報告申し上げ、ご承認をお願いするものでございます。

主な内容としましては、「繰越明許費」の設定でございます。

富田林消防署及び金剛出張所の感染症対策に係る衛生設備改修事業について、年度内の完了が困難となったことから、地方自治法 第213条第1項の規定により、翌年度へ繰り越して使用するため、総額1,976万8,000円を措置したものでございます。

本来であれば、あらかじめ議会のご審議を賜るべきところではございますが、年度末における経費の繰越しにあたり、日程上、議会でのご審議を賜ることが困難であったことから、専決処分とさせていただいた次第でございます。

以上が専決処分報告の内容でございます。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○桂聖議長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声起こる)

○桂聖議長 ないようですので、質疑を終わります。

お諮りします。日程第9 報告第6号「専決処分報告」を承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声起こる)

○桂聖議長 ご異議なしと認めます。よって、報告第6号 専決処分報告「令和7年度大阪南消防組合一般会計補正予算(第4号)」は、原案のとおり承認することに決しました。

○桂聖議長 次に、日程第10 報告第7号「令和7年度大阪南消防組合一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

○永橋宏隆消防局長 (挙手)「議長」

○桂聖議長 永橋消防局長

○永橋宏隆消防局長 議案書20ページをお開き願います。

本案は、翌年度に繰り越した繰越明許費について、その内容が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものでございます。

翌年度繰越額の総額につきましては、資料にございます通り1億41万2,000円でございます。

繰り越しました事業は4件で、内訳は、「資機材搬送車更新事業」、「消防ポンプ自動車更新事業」、「大阪府防災行政無線再整備事業負担金」、そして先ほど補正予算でご説明いたしました「富田林消防署他1か所における感染症対策に係る衛生設備改修事業」でございます。

財源の内訳としましては、一般財源の総額は433万5,000円であり、それ以外は国庫支出金および地方債などの特定財源でございます。未収入の特定財源につきましては、事業の進捗に合わせ、順次収入される見込みでございます。

これらの事業につきましては、社会情勢による資機材の納入遅延や、作業工程の都合等により年度内の完了が困難となったことから、翌年度へ繰り越して実施するものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○桂聖議長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声起こる)

○桂聖議長 ないようですので、質疑を終わります。

なお、報告第7号については、地方自治法第146条第2項の規定により、報告のみで、議決対象ではございません。

○桂聖議長 次に、日程 11 議案第 9 号「財産の取得について」を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

○永橋宏隆消防局長 (挙手)「議長」

○桂聖議長 永橋消防局長

○永橋宏隆消防局長 議案書 22 ページ、議案参考資料 13 ページをお開き願います。

本案は、消防ポンプ自動車 C D - I 型水槽付 3 台を取得することについて、大阪南消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得いたします車両は、高鷲出張所、国分出張所、及び柏羽藤消防署に配置している車両の老朽化に伴い、消防車両整備計画に基づき更新を行うもので、火災現場における第一線車両として、災害対応力の維持強化を図るとともに、安全確実な活動に努めるものでございます。

契約の方法につきましては、本年 5 月 19 日に指名競争入札を行った結果、消費税含む金額 1 億 6,219 万 5,000 円で、「株式会社モリタ 関西支店」が落札し、仮契約を締結したものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○桂聖議長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声起こる)

○桂聖議長 ないようですので、質疑を終わります。

お諮りします。日程第 11 議案第 9 号「財産の取得について」は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声起こる)

○桂聖議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 9 号については、原案どおり可決することに決しました。

○桂聖議長 次に、日程第 12 議案 10 号「財産の取得について」を議題といたします。

○桂聖議長 理事者より説明を求めます。

○永橋宏隆消防局長 (挙手)「議長」

○桂聖議長 永橋宏隆消防局長

○永橋宏隆消防局長 議案書 23 ページ、議案参考資料 14 ページをお開き願います。

本案は、はしご付消防ポンプ自動車 35 メートル級 1 台を取得することについて、大阪南消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得いたします車両は、河内長野消防署に配置している はしご付き消防ポンプ自動車の老朽化に伴い、消防車両整備計画に基づき更新を行うものでございます。

新たに伸縮水路管を装備することにより、放水開始までの時間を大幅に短縮するなど、高層建築物等における火災への対応能力を強化し、住民の安全・安心を確保することを目的とするものでございます。

契約の方法につきましては、本年 5 月 19 日に指名競争入札を行いましたが、落札者がなかったため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき、最低価格の入札者の「株式会社モリタ 関西支店」と随意契約することとし、消費税含む金額 2 億 2,836 万円で、仮契約を締結したものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○桂聖議長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声起こる)

○桂聖議長 ないようですので、質疑を終わります。

お諮りします。日程第 12 議案 10 号「財産の取得について」は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声起こる)

○桂聖議長 ご異議なしと認めます。よって、議案 10 号については、原案どおり可決することに決しました。

○桂聖議長 次に、日程第 13 議案第 11 号「財産の取得について」を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

◎永橋宏隆消防局長（挙手）「議長」

○桂聖議長 永橋消防局長

◎永橋宏隆消防局長 議案書 24 ページ、議案参考資料 15 ページをお開き願います。

本案は、災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資機材 2 台を取得することについて、大阪南消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得いたします車両及び資機材は、高鷲出張所、及び富田林消防署に配置している高規格救急自動車の老朽化に伴い、消防車両等整備計画に基づき更新を行うものでございます。

救急現場において高度な救急救命処置を円滑に遂行できる体制を維持し、救急体制のさらなる充実と住民の救命率向上を図るものでございます。

契約の方法につきましては、本年 5 月 19 日に指名競争入札を行った結果、消費税含む金額 7,909 万円で、「大阪トヨペット株式会社 法人営業部」が落札し、仮契約を締結したものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○桂聖議長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声起こる）

○桂聖議長 ないようですので、質疑を終わります。

お諮りします。日程第 13 議案第 11 号「財産の取得について」は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○桂聖議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 11 号については、原案どおり可決することに決しました。

○桂聖議長 次に、日程 14 議案第 12 号「財産の取得について」を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

◎永橋宏隆消防局長（挙手）「議長」

○桂聖議長 永橋消防局長

◎永橋宏隆消防局長 議案書 25 ページ、議案参考資料 16 ページをお開き願います。

本案は、LED 照明設備一式を取得することについて、大阪南消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得いたしますのは、富田林消防署、千早赤阪出張所、国分出張所及び太子出張所の照明設備について、高効率な LED 照明へ更新するものでございます。

これにより、電力使用量の削減による環境負荷の低減、並びに庁舎の維持管理コストの抑制を図るものでございます。

契約の方法につきましては、本年 5 月 20 日に指名競争入札を行った結果、消費税含む金額 1,815 万円で、「キングランリニューアル株式会社 関西支店」が落札し、仮契約を締結したものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○桂聖議長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声起こる）

○桂聖議長 ないようですので、質疑を終わります。

お諮りします。日程第 14 議案第 12 号「財産の取得について」は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○桂聖議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 12 号については、原案どおり可決することに決しました。

○桂聖議長 次に、日程 15 議案第 13 号「財産の取得について」を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

○永橋宏隆消防局長（挙手）「議長」

○桂聖議長 永橋消防局長

○永橋宏隆消防局長 議案書 26 ページ、議案参考資料 17 ページをお開き願います。

本案は、防火服一式 84 着を取得することについて、大阪南消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得いたします物品は、消防装備整備計画に基づき、老朽化した防火服 84 着を更新するものでございます。これにより、災害現場における消防隊員の安全確保及び活動性の向上を図るとともに、消防体制の万全を期するものでございます。

契約の方法につきましては、本年 5 月 20 日に指名競争入札を行った結果、消費税含む金額 1,801 万 8,000 円で、「株式会社マトイ防災」が落札し、仮契約を締結したものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○桂聖議長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声起こる）

○桂聖議長 ないようですので、質疑を終わります。

お諮りします。日程 15 議案 13 号「財産の取得について」は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○桂聖議長 ご異議なしと認めます。よって、議案 13 号については、原案どおり可決することに決しました。

○桂聖議長 次に、日程第 16 議案 14 号「大阪南消防組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

○永橋宏隆消防局長（挙手）「議長」

○桂聖議長 永橋消防局長

○永橋宏隆消防局長 議案書 27 ページ、議案参考資料 18 ページをお開き願います。

本案は、本組合公平委員会委員の選任につきまして、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

提案の理由は、公平委員会委員の國下博氏の辞職による欠員に伴い、新たに委員を選任する必要が生じたためでございます。

なお、今回選任いたします委員の任期は、前任者の残任期間となることから、令和 10 年 6 月 6 日までとなります。

今回選任をお願いいたしますのは、丸岡耕平氏でございます。

略歴はご覧の通りでございます。

同氏は、構成市である藤井寺市におきましても、公平委員会委員を務められ、高潔な人格と優れた識見により、公平審査など重要な職務に深く携わってこられました。

このように、豊富な経験と専門的知識に加え、公平委員会の実務にも精通されていることから、本組合の公平委員会委員として最も適任であると存じます。

以上でございます。よろしくご審議のうえ、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○桂聖議長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声起こる）

○桂聖議長 ないようですので、質疑を終わります。

お諮りします。日程第 16 議案第 14 号「大阪南消防組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○桂聖議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 14 号については、原案どおり同意することに決しました。

○桂聖議長 次に、日程第 17 議案第 15 号「大阪南消防組合監査委員の選任につき同意を求め

ることについて」を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

◎永橋宏隆消防局長（挙手）「議長」

○桂聖議長 永橋消防局長

◎永橋宏隆消防局長 議案書 28 ページ、議案参考資料 19 ページをお開き願います。

本案は、本組合監査委員の選任につきまして、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

提案の理由は、藤井寺市議会の役員選挙に伴い、議会選出の監査委員が不在となりましたことから、新たに委員を選任する必要が生じたものでございます。

今回選任をお願いいたしますのは、片山敬子氏でございます。

同氏は、先の役員選挙前におきましても、本組合の監査委員を務められており、高潔な人格と優れた識見、豊富な監査実務の経験を有しておられますことから、本組合の監査委員として最も適任であると存じます。

以上でございます。よろしくご審議のうえ、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○桂聖議長 本件につきましては、地方自治法第 117 条の規定により、該当者は除斥の対象と認められますので、片山敬子議員の除斥を求めます。

（片山議員退室）

本件につきましては、質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○桂聖議長 異議なしと認めます。それではお諮りします。日程第 17 議案第 15 号「大阪南消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○桂聖議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 15 号については、原案どおり同意することに決しました。

片山敬子議員の入場を許可いたします。

（片山議員入室）

○桂聖議長 次に、日程第 18 一般質問についてですが、今回 8 番駄場中大介議員より通告を受けております。駄場中大介議員の質問を許可します。

◆8 番（駄場中大介議員）（挙手）「議長」

○桂聖議長 駄場中大介議員

◆8 番（駄場中大介議員）それでは通告に従いまして質問させていただきます。まず一件目は人事の昇進昇格についてでございます。人事の昇進昇格のルールは、まずあるのでしょうか。ルールがあるのであれば、何時、誰が、どこで、決められたものなのでしょうか。このルールは公表されているのでしょうか。それから広域化前の組織規模の違いは昇進や昇格に関係するのか、このことについてもルールはあるのでしょうか。職員に不信感が発生しない対策やモチベーションの維持の対策は講じられているのでしょうか。お聞きをいたします。

◎北野佳則総務部長（挙手）「議長、総務部長北野です」

○桂聖議長 北野総務部長

◎北野佳則総務部長 ご質問の内容についてお答え申し上げます。

当消防組合における昇任・昇格につきましては、地方公務員法その他関係法令並びに人事関係規程に基づき、人事評価、勤務成績、職務経験、適性等を総合的に勘案して決定しております。

また、広域化後の昇任・昇格の基本的な取扱いにつきましては、広域化前に開催された旧 3 消防本部の消防長会議で話し合われた考え方に基づき、公平・公正な運用を行っております。

このような広域化後の人事制度や人事運用の考え方につきましては、幹部会議等を通じて情報共有を行い、職員の理解促進に努めているところでございます。

なお、個別職員の評価結果や昇任の具体的な判断基準につきましては、人事案件の性質上、職員の個人情報保護及び公正な人事運用の確保の観点から慎重に取り扱っております。

次に、広域化前の組織規模の違いは昇任・昇格に関係するのか、につきましては、職員数の割合に応じた公平な役職ポストの配分を基本としておりますが、組織規模そのものを昇任・昇格の

判断基準とすることはございません。あくまで職員個々の能力、実績、勤務成績、職務経験、適性等を総合的に勘案して判断しております。

最後に、職員の不信感の防止やモチベーションの維持・向上につきましては、公平・公正な人事運用と適切な情報共有が重要であると認識しております。そのため、人事制度や人事運用の考え方について周知に努めるとともに、人事異動等の機会を通じて必要な説明を行うなど、職員の理解促進に努めております。

今後につきましても、公平・公正な人事運用を基本とし、職員が意欲を持って職務に取り組める職場環境づくりに努めてまいります。以上でございます

◆8番(駄場中大介議員) (挙手)「議長」

○桂聖議長 駄場中議員

◆8番(駄場中大介議員) ありがとうございます。答弁をお聞きしますと、職員数の割合に応じて広域化前の職員の割合に応じて公平な役職ポストの配分を基本としているということです。これは広域化前に3消防長、3人の消防長で話し合われた考え方ということですが、この配分ですよね、これが私、明らかになってないという風に思うんです、このルールがね。これがどのような、ルール、配分になっているのかっていうのを、ひとつ明らかにしていただきたいのが一つです。

それから、それに照らし合わせてですね、現在の部長級のポストについて公平な配分になっているのか、現在の部長級のポストの実態を教えてください。

◎北野佳則総務部長 (挙手)「議長」

○桂聖議長 北野総務部長

◎北野佳則総務部長 お答え申し上げます。

現在の部長級ポスト数は7でございます。この数を職員数で按分すると必ず端数が出るということから、対策といたしまして次長級ポストも含めた職員数割合によるポスト数を確保して公平性を担保しているところです。また、部長級に限らず、昇任・昇格に係る人事は、職員の勤務成績、職務経験、適性等に加え、職場全体のバランスにも考慮して公平・公正な運用を行っているところであり、今後も全ての職員が高いモチベーションを維持して業務を遂行できるよう、適正人事を進めて参りますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

◆8番(駄場中大介議員) (挙手)「議長」

○桂聖議長 駄場中議員

◆8番(駄場中大介議員) はい、あの、その3消防長でね、決めたという割合がね、私明らかにされていないという風に思うんです。それを明らかにしてほしいんですよ。それがないと公平かどうか分かりません。で今、質問してもらいましたけれども、現状も7ということですが、7もね、内容も明らかにされてませんので、この点については引き続き明らかにしてもらうよう質問をしていきたいという風に思います。

次、2点目ですね、広域化における経費負担の検証についてです。分担金の経費負担の割合についてなんですけれども、一つは、協定書の中で経費負担の検証をしていくということですが、協定書に基づく経費削減効果の達成時期の見込みについてはどう考えておられるのでしょうか。よろしくお願いします。

○桂聖議長 只今の件について答弁を求めます。

◎北野佳則総務部長 (挙手)「議長」

○桂聖議長 北野総務部長

◎北野佳則総務部長 ご質問の内容についてお答え申し上げます。

まず、「広域化における経費負担の検証」についてでございますが、消防組合を構成する8市町村のうち、富田林市、河内長野市、太子町、河南町及び千早赤阪村の5市町村に関しましては、負担金の額に係る経過措置が講じられておりますことから、この5市町村間で締結されております「大阪南消防組合の経費に関する協定書」において毎年検証会議を開催することとされております。

この協定に基づき、令和6年度につきましては、令和6年11月に会議が開催され、令和7年度につきましては、令和8年8月頃の開催で調整されていると伺っております。

当消防組合といたしましても、引き続きこの検証会議からの求めに応じて必要な協力を行うな

ど、関係市町村における協議が適切に進むよう、サポートに努めてまいりたいと考えております。

次に「協定書に基づく経費削減効果の達成時期の見込み」につきましては、協定書において、負担金の額に係る経過措置は、令和26年3月31日又は5市町村それぞれの累積財政効果額に達した年度の翌年度の末日のいずれか早い日、また、経過措置の延長については、いずれか早い日から5年又は5市町村の長の合意によると定められております。

現在のところ、広域化に伴う財政効果として見込んでおりました指令センター及びはしご車の更新につきましては、概ね当初の計画どおり推移しており、協定書で見込んだ財政効果は着実に実現しているものと認識しております。

なお、財政効果額とは、広域化せず単独消防を継続した場合に要する経費から、広域化後に要する経費を差し引いた額でございます。したがって、昨今の物価高騰や人事院勧告に伴う人件費の増加につきましては、単独消防を継続した場合にも生じるものであることから、財政効果額の算定に与える影響は限定的なものと考えております。

一方で、今後の施設更新時期の変動等により、財政効果額が変動する可能性があることから、現時点で具体的な達成時期を申し上げることは困難でございますが、引き続き5市町村において財政効果額の算定に関する協議が行われ、達成状況の確認が進められるものと考えており、当組合といたしましても求めに応じ必要な協力に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

◆8番（駄場中大会議員）（挙手）「議長」

○桂聖議長 駄場中議員

◆8番（駄場中大会議員） はい、あの、経費削減効果をね、検証せなあかんですけれども、この会議が開かれてないと、毎年開かれるという規定にもかかわらず開かれてないということです。これはなぜですか。

◎北野佳則総務部長（挙手）「議長」

○桂聖議長 北野総務部長

◎北野佳則総務部長 ご質問の内容についてお答え申し上げます。令和7年度の検証会議につきましては、関係市町村において、令和6年度及び令和7年度の決算を確認した上で開催する方が、効果の推移を比較することも可能となり、より有意義であるとのご意見から、令和7年度決算見込を待って開催される予定であると聞き及んでおります。

当消防組合といたしましては、その決算の確定を見据え、市町村間においてスムーズに協議が開始できるよう、会議に必要な資料の提供など、引き続き適切な協力に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

◆8番（駄場中大会議員）（挙手）「議長」

○桂聖議長 駄場中議員

◆8番（駄場中大会議員） はい、わかりました。とにかくこの検証会議が開られないことには、どれだけ広域化の財政効果があるかということがわからないのでね、ぜひ、しっかりと検証していただきたいんですけども、私ちょっと気になっているのは、消防組合自体がね、このことについて、いわゆるもう5市町村の問題やというような位置づけの、私答弁に聞こえるんですよね。サポートしていくとか、こういってはりますとかね。そもそも広域化に伴う財政効果の恩恵というのは、私は全体にあるという風に思うんです。ですので、やはり消防組合としてね、この財政効果がどう出ているのか、というところにね、しっかりと責任をもっていただきたいという風に思います。これ要望にしておきます。以上です。

○桂聖議長 日程第18一般質問について、通告は以上となります。

○桂聖議長 以上で付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

これもちまして、令和8年大阪南消防組合議会第2回定例会を閉会いたします。

本日は慎重なるご審議誠にありがとうございました。提出されました案件は、すべて適正な議決とし、かつ円満裡に閉会させていただきましたことに心からお礼申し上げます。なお、引き続き、事務局より事務連絡がありますので、よろしくお願いいたします。

△閉会 午前10時57分

地方自治法第 123 条第 3 項によりここに署名する。

大阪南消防組合議会

議長

杜 聖

大阪南消防組合議会

副議長

中村保治

大阪南消防組合議会

2 番議員

林 史隆

大阪南消防組合議会

3 番議員

峯 弘之